

京都府の文化財保護の昨今

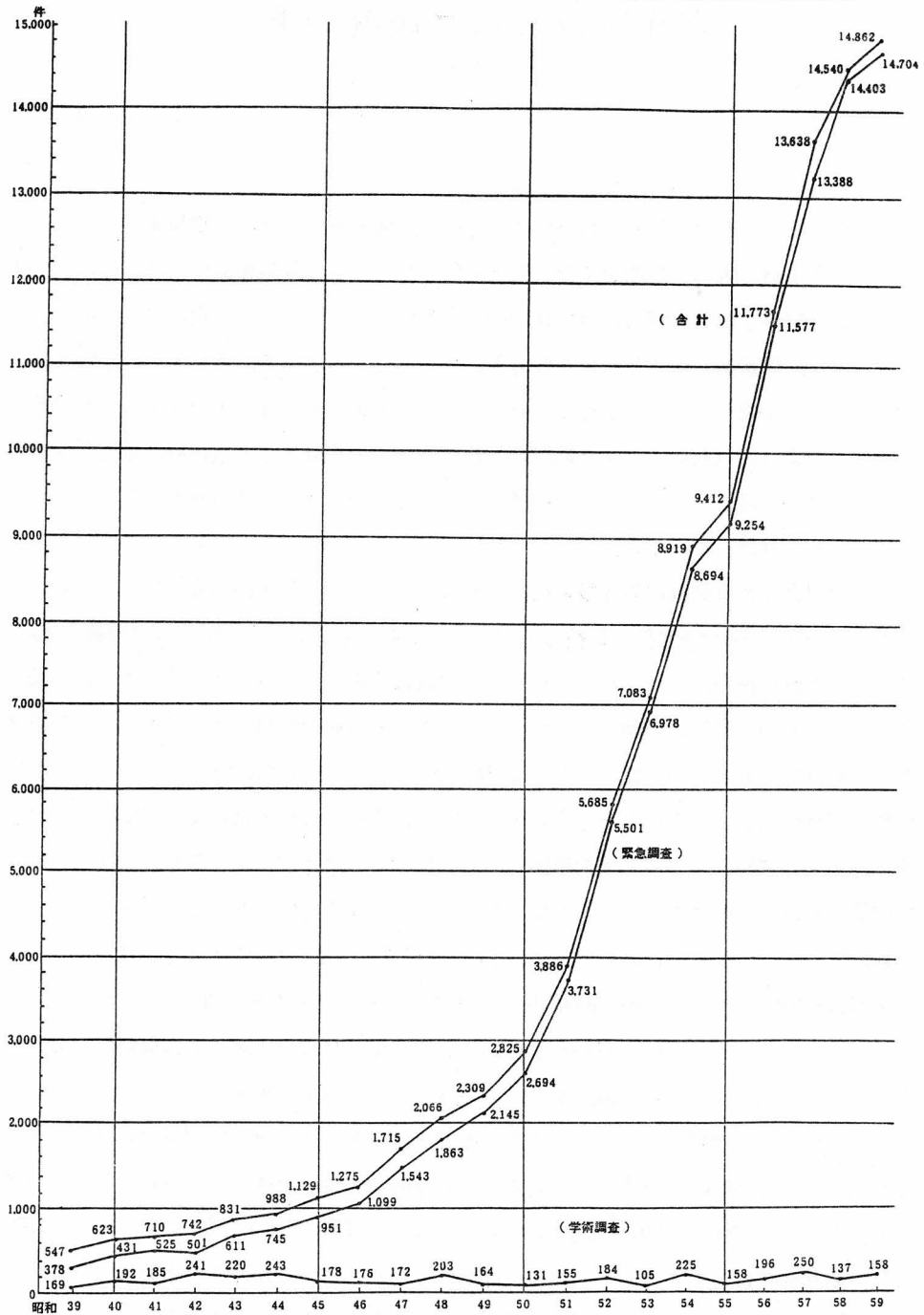
金 村 允 人

京都府が設立した財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センターは、昭和56年4月に旧立命館大学広小路学舎の一建物を使用し業務を開始した。その後昭和59年4月には、向日市寺戸町南垣内の京都府埋蔵文化財事務所の新庁舎内に移転し、今では京都府教育委員会とともに文化財保護業務の遂行に日々努力されているところである。そしてその主な業務は国・公社・公団及び京都府等が行う開発事業に伴う遺跡の発掘調査・研究・普及啓発等である。このように京都府での文化財保護業務の一翼を担う財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センターが設立されて早5年が経過しようとしている。この間の府内の文化財保護行政の歩みをふり返ってみたい。

全国の埋蔵文化財発掘届等件数の推移は付表1のとおり、昭和59年度は14,862件である。これは昭和50年度の2,825件と比較して実に5倍にも増加している。年度毎の埋蔵文化財発掘届等件数は推移図の示す様に、昭和50年度以降止まるところを知らぬ調子で伸び続け2万件を越すのも時間の問題と思われる。昭和59年度の総件数14,862件の内訳は、開発事業に先立って行われた発掘調査が約5,000件、その残りが立会調査で埋蔵文化財発掘届等件数と同様発掘調査件数も年々上昇している。京都府内には長岡京跡及び平安京跡、鳥羽離宮跡の広域遺跡としての二大都城跡をはじめ数多くの遺跡が存在するため埋蔵文化財発掘届等件数は大阪府に次いで全国2位となっている。京都府内における土木工事等による発掘届出(文化財保護法57条の2)・通知(文化財保護法57条の3)件数は付表3のとおり昭和56年は1,589件である。昭和56年以降年々増加の一途をたどり昭和60年は2,189件と大幅な伸びを示している。そのうち平安京跡、鳥羽離宮跡及び長岡京跡の二大都城跡を含む京都市、乙訓地域で全体件数の94%を占めているが、ここ数年丹後・中丹・山城地域においてもわずかであるが増加している。また埋蔵文化財発掘調査届出(文化財保護法57条)・通知(文化財保護法98条の2)件数は付表4のとおり昭和56年は193件で、昭和59年に一時減少したものの昭和60年は207件と増加し前年と比較して13%の伸びとなっている。地域別では、昭和60年は丹後・与謝・乙訓・山城地域で増加しているが、その中で特に丹後、山城地域はその伸びが大きく開発工事の遺跡に及ぼす影響が出てきたことを示している。しかし、中丹、京都市域では、その伸びが止まり減少傾向を示している。それは中丹地域に

付表1 埋蔵文化財発掘等件数推移図

(文化庁文化財保護部記念物課)



においては、今まで数多くの調査が行われていた近畿自動車道舞鶴線建設に伴う兵庫県境から福知山市の国道9号線までの区間の調査が終了したことで、京都市域では開発行為に対してある一定のルールのもとに対処されるようになったことが考えられる。このように京都市内においても各種開発等に伴う発掘調査件数は全国的な傾向と同様増加しており、年間を通して府内のどこかで調査が行われている状況で、埋蔵文化財関係記事は連日といっていい程新聞紙上をにぎわしている。これらの開発事業に先立って行われる発掘調査は、都市周辺においては宅地造成、農村地域においては農業構造改善事業、そして昭和63年京都で開催される京都国体にむけての道路建設及びその関連事業、学校建設及び施設整備等の公共事業に関するものが目立つ。

このように年間200件近い発掘調査等に対応するための府・市町村教育委員会及びその関係機関に配置されている専門的技術職員は付表2のとおり、昭和60年は京都府教育委員会及びその関係機関に39名、市町村教育委員会及びその関係機関に64名、合計103名である。昭和56年と比較すると前者は12名、後者は15名の増員となっているが、前者はそのほとんどが財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センターの職員で、それだけ国・公社・公団及び京都府等が行う開発工事が増加していることを示しているとともに、京都府が毎年埋蔵文化財の調査体制の充実を図ってきた成果であるといえる。また文化財保護法57条の2及び57条の3の規定に基づく届出・通知件数の増加による発掘調査等の増加により、特にここ数年市町村の努力によってその体制強化が図られていることも特徴である。昭和56年に加悦町・舞鶴市・宇治市で、昭和57年に田辺町、そして長岡京市では毎年増加している長岡京跡の調査に対応するため財団法人長岡京市埋蔵文化財センターが設立され職員4名が配置された。昭和60年に八幡市・山城町・精華町・加茂町・岩滝町で新たに配置されこれで11市10町で専門的技術職員が配置されたこととなる。遺跡が所在する地元の市町村に職員が配置されることは、それだけきめ細かな埋蔵文化財保護行政が行われることであり、益々複雑化している埋蔵文化財保護行政に対応していくためには今後とも引き続いて体制の充実が望まれるところである。

また、京都市内には広域遺跡としての都城跡をはじめ数多くの遺跡が分布している。これらの保護のために開発事業者側との事前調整は欠くことのできないことであり、その基礎資料となる遺跡地図・遺跡台帳等の整備は急務である。京都府教育委員会では、昭和56年度以降丹後国営農地開発事業予定地内の詳細な遺跡分布調査を進める一方で、昭和47年^(注1)に刊行した「京都府遺跡地図」の改訂に昭和59年度より5カ年計画で取り掛かった。第一年次は、京滋バイパス・国道24号線バイパス等の建設・関西文化学術研究都市構想に基づく各種開発が大幅に予想される山城地域を、第二年次は、国道9号線バイパス建設、山陰

付表2 埋蔵文化財担当者市町村別一覧 (昭和60年12月現在)

地 域		56				57				58				59				60			
		職 員	嘱 託	職 員	小 計	職 員	嘱 託	職 員	小 計	職 員	嘱 託	職 員	小 計	職 員	嘱 託	職 員	小 計	職 員	嘱 託	職 員	小 計
京 都 府		7		21	28	8		27	35	8		27	35	8		29	37	8		31	39
京 都 市		3		29	32	3		28	31	4		30	34	4		29	33	4		28	32
丹 後	久美浜町	1			1	1			1					1			1	1			1
	網野町																				
後	丹後弥栄山宮町		1		1		1		1	1	1		2	1	1		2	1	1		2
	大宮町																				
与 謝	伊根滝川町																	1			1
	野田悦津市	1	1		1	1	1		1	1	1		1	1			1	1			1
中 丹	舞鶴市		1		1	1	1		2	1			1	1			1	1			1
	大福夜三綾								1	1			1	1	1		2	2			2
南 丹	和知市																				
	瑞穂吉波部木岡八亀	1			1	1			1	1			1	1			1	1			1
北 桑																					
乙 訓	向長岡山崎	1	1		2	2	1		3	2	1		3	2	3		5	2	3		5
	大井町	1	2		3	1		4	5	1		4	5	1		4	5	1		5	6
山 城	宇治山崎		1		1		1		1	1			1	1			1	1			1
	久御陽幡辺	1	1		2	1			1	1	1		2	1	1		2	1	1		2
城	八田治原町						1		1		1		1	1			1	1			1
	井手山城																		1		1

年 地 域				56				57				58				59				60			
				職 員	嘱 託	職 員 財団	小 計	職 員	嘱 託	職 員 財団	小 計	職 員	嘱 託	職 員 財団	小 計	職 員	嘱 託	職 員 財団	小 計	職 員	嘱 託	職 員 財団	小 計
山	木	津	町	1			1	1			1	1			1	1			1	1			1
	精	華	町																		1		1
	加	茂	町																		1		1
城	和	束	町																				
	笠	置	町																				
	南	山	城 村																				
合 計				19	8	50	77	23	6	59	88	25	5	61	91	28	6	62	96	30	9	64	103

線複線電化等によって大規模な開発工事による影響が大きい南丹・北桑田地域が対象にされている。また市町村教育委員会においても宮津市・舞鶴市・亀岡市・宇治市・網野町・加悦町・園部町・田辺町等が国・府の補助金のもとでこの事業を数カ年計画で積極的に取り組まれ遺跡数は大幅に増加している。このような詳細遺跡分布調査の結果を遺跡地図として刊行し周知化している市町村は現在5市5町あり、開発事業者側との調整に使用されている。このように埋蔵文化財の実態を正確に把握し、保護対策を裏づけるための遺跡分布調査は将来にわたって一層綿密に行われるべきであり、必要な改訂は時を失せず行われなければならない。

その他従来からの文化財保護制度を更に充実させ京都府の特性を生かした文化財保護を進めるために、昭和56年10月京都府文化財保護条例が制定されたこともこの間の大きな動きの1つである。この条例の中には広い地域を単位としての文化財だけでなく、もっと広い地域についても保全しようという観点から、文化財環境保全地区を設定している点、他の府県に見られない京都府独自の内容となっている。京都府文化財保護条例制定後、府内の各地域で文化財に対する新たな関心が生まれたり、市町村では文化財保護条例の制定が積極的に進められ昭和60年12月現在で10市22町1村で条例をもつこととなり、その制定率は75%となり、条例制定効果がこうした面でも見受けられる。

埋蔵文化財の発掘調査は急激な開発工事等に伴う事前調査として行われるものがほとんどであり、次々と数多くの遺跡が大きな調査成果を提示した後消滅している。このような現実の中で開発事業者側との調整を進める中で文化財保護法の真の趣旨に基づき現状保存されたものもある。その代表的なものについて簡単に触れておきたい。狐谷横穴群^(注2)(八幡市)は、昭和57年新設府立高等学校建設に伴う事前調査として財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センターが調査をされ、なだらかな丘陵の南側斜面に築かれた横穴群で8基が完掘された。教育施設を建設する工事での発掘調査は、教育委員会の企画・所管する事業との二面をもつためその遺跡の扱いについて他に与える影響は大きなものがある。そのため

付表3 土木工事等による発掘届出・通知件数一覧

年 地域	56			57			58			59			60			合計
	届出	通知	小計	届出	通知	小計	届出	通知	小計	届出	通知	小計	届出	通知	小計	
丹 後	1	6	7	2	2	4	1	3	4	2	3	5	1	12	13	33
与 謝	3	5	8	2	11	13	2	3	5	5	4	9		7	7	42
中 丹	2	15	17		10	10	1	12	13	1	22	23	3	19	22	85
南 丹	2	2	4	1	7	8	1	6	7		2	2	2	5	7	28
北 桑 田							1	1		1	1			1	1	3
乙 訓	288	77	365	510	85	595	489	111	600	462	84	546	489	90	579	2,685
山 城	69	27	96	56	19	75	54	12	66	62	14	76	60	23	83	396
京 都 市	997	951,092	1,019	1261,145	1,058	1261,184	1,129	1261,255	1,335	1421,477	6,153					
合 計	1,362	2271,589	1,590	2601,850	1,606	2741,880	1,661	2561,917	1,890	2992,189	9,425					

これが保存と開発との絡みで、一般府民等の保存に対する熱意もあって結果的には設計変更等により、学校建設事業計画区域外とされ敷地内にとり込む形で8基と未調査の3基が現状で埋めもどされ保存された。この横穴群は京都府文化財保護条例に基づく昭和57年度の史跡指定物件である。^(注3) 単上り瓦窯跡(宇治市)は、^(注4) 昭和57年付近一帯の住宅団地造成に伴う事前調査として宇治市教育委員会が調査をされ、飛鳥時代の半地下式の瓦陶兼業の登窯3基の全容が明らかにされた。最大規模の1号窯は全長12m、床面最大幅2.4mで階段状に構築され、窯をとりまく馬蹄形の排水溝も検出された。出土した軒丸瓦は6種あり、そのうち5種が奈良県豊浦寺跡に共通することからその建立に係わりがあったと推定されている。調査成果に基づき開発事業者との協議により、窯跡の存在する旧地形をそのまま残し、住宅団地内の公園緑地帯の中にとり込んだ状態で3基とも埋めもどされた。現在、旧地形の斜面部分は芝で、3基の窯跡部分は背の低い常緑灌木で植栽され整備されている。この単上り瓦窯跡は国の史跡指定に向けて準備が進められている。また池の奥古墳群(福知山)の

付表4 埋蔵文化財発掘調査届出・通知件数一覧

年 地 域	56			57			58			59			60			合計
	届出	通知	小計	届出	通知	小計	届出	通知	小計	届出	通知	小計	届出	通知	小計	
丹 後	1	10	11	1	3	4	1	3	4	1	3	4	3	8	11	34
与 謝	1	2	3		4	4	1	3	4		6	6	2	5	7	24
中 丹	8	4	12	5	4	9	16	8	24	12	8	20	9	6	15	80
南 丹	4	1	5	7	2	9	7		7	7	1	8	4	1	5	34
北 桑 田		1	1		1	1	1		1				1		1	4
乙 訓	6	42	48	14	56	70	33	32	65	23	24	47	30	32	62	292
山 城	6	21	27	3	17	20	4	15	19	5	18	23	27	22	49	138
京 都 市	86		86	77		77	76	1	77	73	3	76	56	1	57	373
合 計	112	81	193	107	87	194	139	62	201	121	63	184	132	75	207	979

一部は、福知山市のカルチャーパーク構想計画の中に含まれ、3・4・6・7号墳は発掘調査によって記録保存されたが、直径30m、高さ5mの最大規模を誇る盟主級の5号墳は設計変更等により現状保存された。この池の奥5号墳は、昭和60年度の京都府史跡指定に向けてその準備が進められている。その他聖塚・菖蒲塚^(注5)(綾部市)は、綾部市多田地区の水田の中に120m離れて築造されている2基の方墳である。当地一帯の団体営圃場整備事業計画に先立って昭和58年綾部市教育委員会が両古墳の周濠の存否・規模の確認を目的として調査された。特に菖蒲塚の造り出しは「二重」の構造をもつ特異な方墳であることが明らかになっただけでなく古墳時代中期の方墳のあり方を考える上できわめて貴重な資料を提示した。綾部市は2基の方墳及び周濠部分の土地の買収をされ、圃場整備区域外とするなどしてその保存を強力に押し進められた。また同市の栗ヶ丘古墳群は12基から成る古墳群で、綾部市吉美地区等を対象とする府営綾部工業団地造成事業予定地内に含まれる。昭和58年事業実施予定地内の遺跡分布調査^(注6)が行われ、その結果に基づき保存協議が行われたところ、その内7基の古墳と山城が造成事業対象地から外され工業団地内の緑地公園として事業計画がなされることとなった。このように開発事業者側の埋蔵文化財に対する理解のもと協議によって現状保存が図られたものが他にも少なくないが、現在でも数件の遺跡について開発事業者側との間で保存協議が継続して行われている。他面芝ヶ原古墳10・11号墳^(注7)(城陽市)は残念ながら破壊された例であり、土地所有者の私権と文化財保護とのむずかしさを新ためて感じさせるものであった。

今の私たちに課せられた大きな使命は、祖先から引き継いできた国民共有の財産である埋蔵文化財を保存し、後世に伝えていくだけでなく、現代の人々の生活に積極的に役立てられる方策を導き出していく努力をしていくことである。この努力を抜きにして文化財保護に対して数多くの人々の支持と協力を得ることはできないであろう。そうすることが京都府の文化財保護を更に前進させていくことに結びつくと思われる。今後とも京都府教育委員会、財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター、市町村教育委員会及びその関係機関、開発事業者側との連絡を密にとり、それぞれの責任においてなお一層努力していくことであろう。ひとたび破壊された自然の復原はきわめて困難であり、失われた文化財は永久に再現することはできない。そのために長期的な視点に立ってその保全につとめることが今ほど必要な時はない。

(金村允人＝京都府教育庁文化財保護課記念物係長)

注1 『埋蔵文化財発掘調査概報 (1981～1984)』一丹後地域分布調査一京都府教育委員会

注2 『京都府遺跡調査概報 第5冊(1982)』(財)京都府埋蔵文化財調査研究センター

注3 『京都の文化財 1983』京都府教育委員会

注4 『隼上り瓦窯跡発掘調査概報』宇治市埋蔵文化財発掘調査概報第3集 宇治市教育委員会

注5 『聖塚・菖蒲塚試掘調査概報』綾部市文化財調査報告書第11集 綾部市教育委員会

注6 『埋蔵文化財発掘調査概報 (1984)』一綾部市吉美・八田地区分布調査一 京都府教育委員会

注7 『城陽市埋蔵文化財調査報告書』第12集 城陽市教育委員会